

平成20年度からの健診義務化を強力サポート 健診予約から結果報告までを一括代行

平成20年度から、40～74歳の被保険者・被扶養者への特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務づけられる。健保組合の場合、従来は地域で健診を受けることも多かった被扶養者の健診受診率を高めることが課題となっている。

被扶養者の受診率を高めるには、たとえば受診者の健診予約の手間を最小限にする、特定健診に婦人科検査を加えて魅力的なメニューを設定する、未受診者を確認し受診勧奨するなど、保険者は利用者の立場に立って、受診しやすい環境を整え、ニーズにこたえていくことが大事になる。

以下は、健診予約の手配から健診結果の取りまと

めまで、一括で代行するサービスだ。健診受診者は希望日時や医療機関をフリーダイヤルでオペレーターに伝えるだけで予約がとれる。

また、予約・受診状況を一元管理しているため、予約の申し込みのない人を抽出してフォローアップ（受診勧奨）することもできるし、その過程で被扶養者の状況やニーズも把握できる。医療機関によって異なる健診結果は、(財)日本予防医学協会の監修を受け一元化し、健康管理に適した結果通知として報告される。これら他に類をみないきめ細かなサービスは、受診率向上と業務の効率化の大きな助けとなるだろう。

